



気まぐれ通信 2023/05

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められています。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。監査法人ユウワット会計社

新型コロナウイルスの5類移行について

感染症法では、感染力や症状の重さなどに応じて感染症を1～5類の5段階に分類していますが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」と言います。)は、これとは独立した「新型インフルエンザ等感染症」として「2類相当」に位置付けられました。

新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナの取扱いについて「オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、…本年5月8日から「5類感染症」に位置づける」ことを1月27日に決定し、その後4月27日に加藤厚生労働大臣が会見で正式に公表しました。

患者の発生动向等については、現在は毎日集計し公表されていますが、5類への移行に伴い、5月7日の分を5月8日に発表して終了となります。位置づけ変更後は、季節性インフルエンザと同様に、「定点把握」として全国5000の医療機関が1週間分の新規感染者数を翌週にまとめて報告する方式となりますが、厚生労働省は、これに加えて血清疫学調査(抗体保有率調査)や下水サーベイランス研究等を含め、重層的な確認を行うとしています。

死亡者数については、今後は「人口動態統計」をもとに動向を把握する方針で、死亡者の総数がまとまるのは2か月後に公表される同統計の「月報(速報値)」、詳しい死因別の死亡者数までまとまるのは5か月後の「月報(概数)」となります。

これまでは法律に基づき行政が様々な関与を行ってきましたが、5月8日以降は、新型コロナに感染しても法律に基づく外出制限は求められません、ただし発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控え、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されています。また10日間が経過するまでは、不織布マ

スクを着用したり高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りにうつさない配慮を求めています。

濃厚接触者については、医療機関や福祉・介護施設の職員の「濃厚接触者の自宅等待機期間」を短縮することについては本通信の昨年8月号でお知らせしましたが、5月8日以降は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、また「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛も求められません。

「三密の回避」、「ソーシャル・ディスタンス」、「手指衛生」、「換気」等の基本的対処方針そのものは廃止されますが、個人や事業者の判断に資するような情報は、専門家の提言等も踏まえて提供されます。「業種別ガイドライン」も同様に廃止されますが、業界の判断で独自の手引き等を作成することは妨げないとされています。

建物への入場時の検温は発熱者の把握や健康管理意識の向上に資する可能性があり、入り口の消毒液の設置は消毒・除菌に効果があると肯定的に捉えています。アクリル板やビニールシートなどのパーテーションの設置は飛沫の遮断としては有効だがエアロゾルについては十分ではなく、まずは換気の徹底が重要であるとしています。ただこれらのいずれに対しても政府として一律に求めないとしています。

今までですと公費で賄われていた費用も、施設や利用者の負担となるものが出てきます。

今後は事業者として判断と行動を求められることも多くなりますが、この3年間の経験を活かして、ご利用者と職員の安心と安全の実現に向けた施設運営を継続していただきたいと思います。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

